

「弟子屈町立和琴小学校いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え

(いじめ対策防止法による いじめの定義)

「いじめ」とは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(基本姿勢)

人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開

- ・「いじめは人間として絶対許されない」という意識を全員に徹底させること。
- ・いじめられている児童に非はないという認識を貫くこと。
- ・いじめられている児童は「絶対守る」という学校の意志を示すこと。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 未然防止のための基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・いじめを許容しない雰囲気形成と「勇気ある仲裁者」が現れる学級経営を行う。
- ・不安や葛藤、劣等感、欲求不満の視点をもって児童一人一人を見つめ、適切な指導方法を実施する。
- ・社会性を育成するための開発的・予防的な生徒指導を行う。
- ・学習に対する達成感・成就感の育成、道徳教育及び体験学習の充実を図る。
- ・障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う学級経営を行う。

②いじめの早期発見のための措置

- ・小さなサインを見逃すことがないように、表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる努力をする。
- ・登下校時や休み時間、清掃時間などの児童の様子を把握しておく。
- ・定期的なアンケート調査・教育相談を実施するとともに、相談したいという信頼関係を日常的に築く努力をする。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラル研修会等を行う。
- ・ネットパトロールを定期的に行い、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策の組織「いじめ対策委員会」の設置

- いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

学校教職員全員、PTA 代表、地域自治会関係者、有識者等。

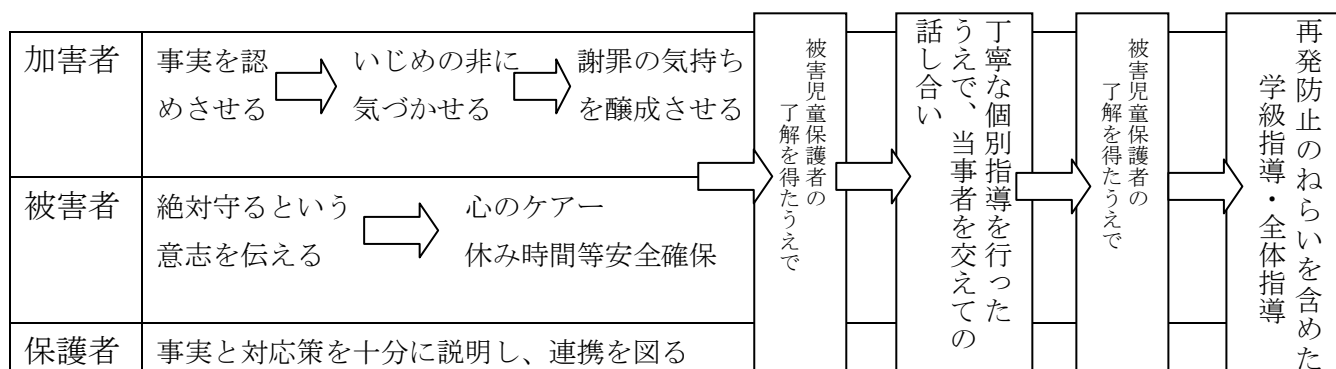
〈活 動〉

- 対策の基本となる事項を踏まえた、指導方針の共通理解。
- アンケート調査、教育相談等の結果の確認。
- いじめ事案に対する対応、重大事故発生時の対処法確認。

〈開催〉

- 年2回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置



※これで収まらない場合は以下の対処

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- 重大時間が発生した旨を、弟子屈町教育委員会に速やかに報告する。
- 弟子屈町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
(北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム、警察、児童相談所、SC、SSW等の専門的知識を有する「いじめ問題対策協議会」の設置)
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずにいじめの事実把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価(1学期末・2学期末 児童生徒、保護者、教員対象)の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること
- いじめの再発を防止するための取組に関すること